

②両手で相手を掴んで投げること。

但し、片手で袖口を掴んで足払いをかけて倒して決めた上、残心を取った場合や崩して突き・蹴りを入れた場合は判定材料で有効となる。(瞬間的に技を掛けないと掴みの反則となる)

③掌底で相手を押す行為(攻撃へ繋げる為の一瞬の片手、両手押しは1回のみ可)

相手の腕を押さえる行為や、拳で相手を押さえる行為も掴みの反則に含む。

④胸を付ける行為は反則とする。

⑤頭を付けての打合いは反則とする。悪質な場合は即、減点とする。

◎その他の違反行為に関わる反則

①故意に場外に逃げること。(場外注意)場外注意は、3回目で注意1、4回目で減点1、5回目で失格とする。

②技の掛け逃げは、反則として注意をとる。

自分が技を掛けた後、倒れ込んでしまう様な技(胴回し回転蹴り等)は相手の攻撃が効いた時など苦し紛れや休む為に出した場合「掛け逃げ」と判断する。最初の1回は注意を取らず警告を促し、2回目からは注意を取る。技の掛け逃げに関しては、注意3で減点1とする。

③過度な反則のアピールは、度が過ぎると注意、減点の対象となる。

選手は武道である空手の大会に出場しており、勝つためだけに相手選手の微少な反則(軽く手が顔に触れただけや軽い金的攻撃で大げさに痛がる等)を過剰に反則を審判にアピールする行為は非常に見苦しく空手道精神に反する。もちろん反則行為を容認するものはないが、節度のある対応を望みます。

④審判員の指示に従わなかったり、選手として相応しくない態度、及び言動をとること。

⑤相手選手を中傷するような掛け声や、野次などをとばした場合、選手に注意や減点が与えられることがある。

⑥以上の他、審判員が特に大会の品格を落とす見なした時。

失格について

① 試合中、審判員の指示に従わない時。

② 出場時刻に遅れたり、出場しない時。

③ 見合ったままの状態で30秒以上経過し双方注意の後、その後も戦意無しの場合、双方失格となる。

④ 粗暴な振る舞い、悪質な試合態度とみなされた時。

⑤ 減点を2回重ねた時。(ただし、危険行為で減点1を取られた場合の後の、危険行為は減点2となり失格となる。)

⑥ 道衣の袖の長さは、肘が隠れる長さとし規定に満たない道衣で試合をしようとした時。

なお、一般クラスは袖を折る行為は反則となるので袖を折ったままでの試合は認めない。

⑦ 反則攻撃により、相手選手が負傷して試合続行不可能になった場合。

●ドクターストップについて

選手的一方が著しく優勢の場合や主審が必要であると判断した場合には試合終了を待たずして試合をストップして裁く事がある。

選手が負傷のため、試合を続行することができない場合には、次の項目によって勝敗を決定する。

負傷の原因が相手の反則による場合は、故意・偶発性にかかわらず反則者の負けとする。

(負傷者が出た場合、試合を継続させるかどうかは大会医師の判断で、試合の勝敗に関する事は、審判長・審判員・監査役が協議の上、決定する。)

負傷の原因が負傷者自身の不注意による場合は、負傷をした方の負けとする。(負傷者が出た場合、試合を継続させるかどうかは大会医師の判断で、試合の勝敗に関する事は、審判長・審判員・監査役が協議の上、決定する。)

●膠着状態、或いは場外際等できわどい状況で、主審が“止め”または“場外”などのコールを宣告した後にガードを下げ戦う状態を解いてしまった場合、その瞬間に攻撃を受けて負傷しても審判判断で技ありや一本になる場合があるので選手は注意する事。

●選手は身体に下着(シャツやTシャツ着用は女子のみ認めるものとする。男子は不可)、空手着、各クラスで認められたか装着義務のあるプロテクター(少年クラスのインナーチェストも含む)、サポーターやグローブ類以外の物を付けてはならない。男子は体の傷等を隠すための、Tシャツ等の着用は主催者、審判団の了解した選手のみ認める。大会審判が認めたテーピング等は、この限りではない。指輪、ミサンガ、鼻腔拡張テープ等は必ず外さなければ試合を行う事はできないものとする。

●選手または所属する団体の責任者は、審判員の宣告に対して異議を申し立てる事はできない。

●本大会規定に定められていない問題が生じた場合、大会役員、審判長、審判員、及び試合審議役の合議によってこれを処理するものとする。